

介護保険適用除外制度該当施設及び該当する者

介護保険法施行規則第 170 条第 1 項より

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 19 条第 1 項の規定による支給決定(生活介護及び同法第 5 条第 10 項に規定する施設入所支援に係るものに限る。)を受けて同法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設に入所している身体障害者
- ・ 身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に入所している身体障害者

介護保険法施行規則第 170 条第 2 項より

次に掲げる施設に入所し、又は入院している者

- ・ 児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設
- ・ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 3 項の厚生労働大臣が指定する医療機関(当該指定に係る治療等を行う病床に限る。)
- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する国立ハンセン病療養所等(同法第 7 条または第 9 条に規定する療養を行う部分に限る。)
- ・ 生活保護法第 38 条第 1 項第 1 号に規定する救護施設
- ・ 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設(同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入所させ、当該者に対し必要な介護を提供するものに限る。)
- ・ 障害者支援施設(知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所している知的障害者に係るものに限る。)
- ・ 指定障害者支援施設(生活介護及び施設入所支援の支給決定を受けて入所している知的障害者及び精神障害者に係るものに限る。)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 条の 3 に規定する施設(同法第 5 条第 6 項の療養介護を行うものに限る。)